

宮城教育大学における会計責任者等の職位指定に関する要項

平成16年4月1日制 定

平成23年3月9日最終改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人宮城教育大会計規程第5条第5項の規定に基づき、宮城教育大学における会計責任者、会計担当者、会計分任者及び会計代理者（以下「会計責任者等」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計責任者等の職位指定)

第2条 会計責任者等は、別表に定めるとおり任命する。

(会計代理者が事務を代理する場合)

第3条 会計代理者は、会計責任者及び会計担当者が、次の各号に該当する場合に、その事務を代理する。

一 欠員となったとき

二 休職を命じられ、又は停職の処分を受けたとき

三 出張、休暇等の事由により、その職務を行うことができないため支障があると認められるとき

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

別表

名 称	指定する職位	代理として 指定する職位	事 務 の 範 囲
予算事務責任者	財 務 課 長	事 務 局 長	予算案の作成及び予算の執行管理
決算事務責任者	財 務 課 長	事 務 局 長	決算書の作成及び報告
契 約 責 任 者	財 務 課 長	事 務 局 長	契約その他収入又は支出の原因となる行為
分任契約責任者	施 設 課 長	—	施設課所掌の契約その他収入又は支出の原因となる行為
	学 術 情 報 課 長	—	学術情報課所掌の契約その他収入又は支出の原因となる行為
	附 属 学 校 課 長	—	附属学校課所掌の契約その他収入又は支出の原因となる行為
	研 究 ・ 連 携 推 進 課 長		研究・連携推進課所掌の契約その他収入の原因となる行為
資産管理責任者	財 務 課 長	事 務 局 長	資産（債権及び現金等を除く）の管理
分任資産管理 責 任 者	学 術 情 報 課 長	—	図書管理
出 納 責 任 者	財 務 副 課 長	財 務 課 長	現金等の出納の管理、資金需要の予測、資金の調達及び運用、債権の管理
出 納 担 当 者	経 理 係 長	予 算 係 長	現金等の出納及び保管